

国立国会図書館に参与を置くの件

(昭和五十年四月七日館長決定第二号)

国立国会図書館に参与を置くの件を次のように定め、昭和五十年四月七日から施行する。

- 1 国立国会図書館に、参与若干人を置くことができる。
- 2 参与は、館長の特に定める事項に参与する。
- 3 参与は、学識経験のある者のうちから館長が委嘱する。
- 4 参与の任期は、二年とする。ただし、重任を妨げない。
- 5 参与に対しては、給与を支給しない。